

## 「指定特定相談支援及び 指定障害児相談支援」重要事項説明書

当事業所は  
障害者総合支援法（吉川市指定 第 1136400197 号）  
児童福祉法 （吉川市指定 第 1176400073 号）  
の指定を受けています

福祉楽団 地域ケアよしかわは、ご契約者に対して指定特定相談支援サービス及び、指定障害児相談支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆ 特定相談支援及び、障害児相談支援とは

契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者と、そのご家族等の希望をおうかがいして、「サービス等利用計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者のサービス等利用計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福祉楽団
- (2) 法人所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WEBマリブイースト 12階
- (3) 電話番号 043-307-2828
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田 大輔
- (5) 設立年月 2001年12月7日

## 2. 福祉楽団 地域ケアよしかわの概要

- (1) 事業所の種類 指定特定相談支援事業所 吉川市指定 第1136400197号  
指定障害児相談支援事業所 吉川市指定 第1176400073号
- (2) 事業所の名称 福祉楽団 地域ケアよしかわ
- (3) 事業所の所在地 埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107号室
- (4) 電話番号 048-984-2332
- (5) 事業所長(管理者) 松本 亜季
- (6) 開設年月 2016年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 吉川市、松伏町、越谷市、三郷市、八潮市

- (2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※土日祝日でもご相談に応じます。
サービス提供時間	9時00分～17時00分 ※上記以外の時間でもご相談に応じます。
電話受付時間	9時00分～17時00分

## 4. 職員の体制

福祉楽団 地域ケアよしかわでは、ご契約者に対して指定特定相談支援サービス及び、指定障害児相談支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	常勤職員	非常勤職員	合計	職務の内容
1	事業所長(管理者)	1名		1名	相談支援専門員の管理、業務の実施状況の把握・その他の管理
2	相談支援専門員	1名以上		1名以上	利用者の生活相談サービス等利用計画の作成

## 5. 福祉楽団 地域ケアよしかわが提供するサービスと利用料金

福祉楽団 地域ケアよしかわでは、社会福祉法人福祉楽団の基本理念に基づき、特定相談支援及び、障害児相談支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は障害者総合支援法及び、児童福祉法から給付されますので、ご契約者の利用料金負担はありません。

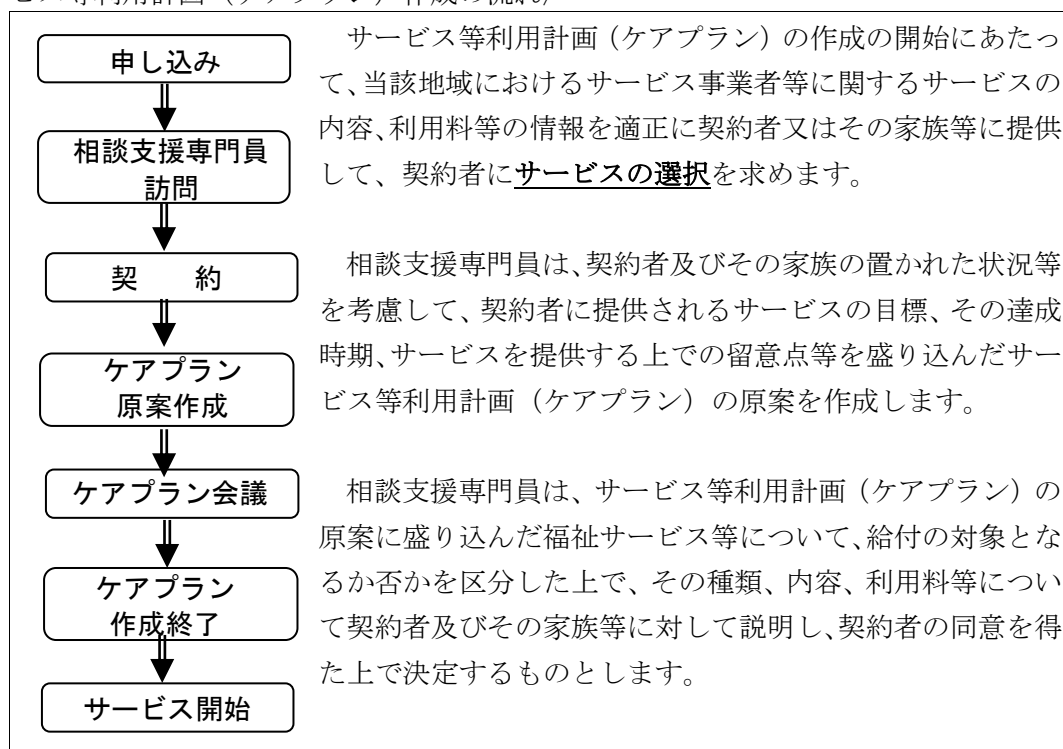
### (1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

#### ① サービス等利用計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等、サービスの利用に関する意向その他事情を勘案したうえで、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

〈サービス等利用計画（ケアプラン）作成の流れ〉



#### ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、障害福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。
- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、支給決定等に係る申請に必要な援助を行います。

③ サービス等利用計画の変更

ご契約者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

〈サービス利用料金〉

特定相談支援及び、障害児相談支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、サービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。

(2) 相談支援専門員の交替

① 事業者からの相談支援専門員の交替

事業者の都合により、相談支援専門員を交替することがあります。

相談支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の相談支援専門員の指定はできません。

## 7 苦情の受付について

(1) 福祉楽団 地域ケアよしかわにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 磯野 智弘

[解決責任者] 松本 亜季

受付時間 9:00～17:00

電話番号 048 - 984 - 2332

○投書による受付

郵送先 埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107号室

○電子メールによる受付

yoshikawa@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情申し出人に対する適切な支援を行なうため、法人に第三者の立場に立つ「第三者委員」を設置しています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

吉川市健康福祉部 障がい福祉課	所在地 埼玉県吉川市吉川2丁目1番地1 電話番号 048-982-9530 F A X 048-981-5392
八潮市ふれあい福祉部 障害福祉課	所在地 埼玉県八潮市中央一丁目2-1 電話番号 048-996-2964 F A X 048-997-5445
三郷市福祉部 障がい福祉課	所在地 埼玉県三郷市花和田648番1 電話番号 048-930-7778 F A X 048-953-7785
越谷福祉部 障害福祉課	所在地 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話番号 048-963-9164 F A X 048-963-9171
松伏町いきいき福祉部 障がい福祉担当	所在地 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏2424番地 電話番号 048-991-1877 F A X 048-991-3600
埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 電話番号 048-822-1243 F A X 048-822-1406

私は、指定特定相談支援サービスまたは、障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

**説明者**

福祉楽団 地域ケアよしかわ

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービスまたは、障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

---

氏 名 印

---

署 代 理 名 人 住 所

---

氏 名 (続柄) 印

---